

日本版DBSと学校教員による性暴力に関する要望書

文部科学省の児童生徒性暴力防止等に関する要望

(1)「児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」やガイドラインの遵守を各教委や学校に徹底することを要望します。

「児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」が施行後も、処分者数は大きく変わらない上、抜本的な対策をとる教育委員会は少なく感じられます。文科省は長年「性暴力は原則懲戒免職」と通知し続けていますが、報道をみる限りでも、刑事事件に相当するものが警察に通報されないばかりか、停職・減給等の懲戒処分がいまだにあります。

(2)日本版DBSを徹底的に施行するために、現在文科省が把握していないと思われる、国立・私立学校及び高等専門学校などの懲戒処分の状況を把握することを要望します。高等専門学校は「児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」の対象外ですが、まず実態の把握を要望します。

児童生徒性暴力と日本版DBSに関して、子ども家庭庁への要望

(1)学校教員の懲戒処分履歴、または40年遡れる官報情報検索ツールによる教員免許失効情報を日本版DBSの登録対象に入れることを要望します。

(2)民間事業者の認定制度・登録期間の見直しを要望します。

「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」の施行により、性暴力により失効した教員免許の再交付は事実上不可能になりました。しかし、日本版DBSの現法案では、「民間事業者の認定制度によりフリーランスなど多くの個人事業者を把握できないこと、刑事事件の有罪のみと登録対象を限定していること」「登録期間が最長でも刑の執行後20年と期限があること」により、加害者が学校現場に戻れなくても、塾や家庭教師など民間の教育現場に再就職が可能です。

これでは、日本版DBSの効力が十分に発揮できないばかりか、現場に混乱が生じます。

(3)現法案の民間教育事業者の定義を「技芸又は知識を習得するための標準的な修業期間が〃、六月以上で〃あること」の期間の制限を外すことを要望します。

一日だけの講習やサマースクールなど、短期間であることが隠蔽に都合が良いと考えて加害する事件も発生しているからです。

(4)上記(1)～(3)を今国会の日本版DBSの法案に入れることが難しい場合、見直しを法律の附則に入れることを強く要望します。

以上